

受益者負担見直しに関することについて（答申）

令和6年10月

厚木市行政改革調査委員会

令和6年10月2日

厚木市長 山口 貴裕 様

厚木市行政改革調査委員会

委員長 岩崎 忠

受益者負担見直しに関することについて（答申）

令和6年9月19日付けをもって諮問のありました受益者負担見直しに関することについて、各委員のあらゆる見地から慎重かつ活発な議論を交わし、当委員会の総意として取りまとめましたので、別紙のとおり答申いたします。

今後は、本答申の趣旨を尊重するとともに、様々な市民の声に耳を傾けながら、更なる厚木市の飛躍に向け、取り組まれることを期待します。

答 申

厚木市の公の施設の使用料（利用料金を含む。以下「使用料」という。）については、平成24年に策定した「受益者負担見直しに関する基本方針（公の施設の使用料編）」（以下「基本方針」という。）に基づき、3年ごとに見直しが行われている。

今年度は見直しの年度に当たっていることから、公の施設を利用する人と利用しない人における負担の公平性を確保することを念頭に、「施設の利用者には受益（施設利用）の対価として相応の使用料の負担を求める」という受益者負担の考え方にに基づき、施設の維持管理及び運営に係る経費の算出や、受益者負担の割合、県内類似施設との比較などを行い、市内において検討を進めてきたとの説明を事務局から受けた。

当委員会において、行政学の分野に造詣の深い大学教授を筆頭に、民間企業の経営層の視点のほか、外部監査や財務的な視点などにより選出された各委員のあらゆる見地から慎重かつ活発な議論を交わした結果、諮問を受けた使用料設定や使用料改定案の考え方については、おおむね妥当なものと判断する。

公平かつ公正な行政運営のため、受益者負担の適正化に向けた使用料の見直しは必須のものと判断するが、これまでの経緯を踏まえると、9年ぶりの改定となる今年度の見直しの使用料設定については、基本方針にある現在の使用料の2倍を超えないものとする範囲内で、市民の意見も参考にしながら、決定していくことが重要である。

また、使用料改定により利用者数に大きな影響を及ぼすことがないように配慮する必要があり、市内にある施設のほか県内類似施設の使用料と比較した際の均衡にも留意し、適切な使用料を設定されたい。

一方、意思決定の透明性の確保という観点からは、最終的には、厚木市議会における改正条例の審議があるものの、市民の理解を深めていただくため、意見交換会の実施などを通じて、これまでの検討経過についての説明の機会を確保するほか、公表することも必要である。

なお、本答申にまとめた意見及び本答申に示していない当委員会での審議過程における意見については、その趣旨を可能な限り尊重されたい。

厚木市の施設が多く市民に利用され、利用者満足度が向上するよう、より適切かつ効果的な施設の維持管理及び運営に積極的に取り組むとともに、今後も、真に市民のための施設として運営され続けていくことを切に要望し、答申とするものである。

受益者負担見直しに関することについて

受益者負担見直しに関することについて、当委員会の意見を次のとおり取りまとめたので、今後の見直しに当たって十分に尊重されたい。

1 使用料設定の考え方について

使用料設定の考え方については、おおむね妥当と判断する。

受益者負担については、基本方針で示されているとおり、公の施設を利用する人と利用しない人における負担の公平を図る観点から、受益（施設利用）の範囲において施設の維持管理及び運営に必要なコストを基本とした使用料設定と見直しが必要であることを、市民に丁寧の説明されたい。

2 使用料改定案の考え方について

使用料改定案の考え方については、おおむね妥当と判断する。

基本方針においては、見直しの範囲は、現在の使用料の2倍を超えないものとしているが、現行の使用料を2倍にしても県内類似施設より料金が低い施設もあるため、受益者負担の適正化や近隣自治体との均衡を図るという観点から、2倍を超えない範囲で使用料改定案とすることは適正であると考えます。

また、使用料の見直しにより、施設の稼働率に変化が生じることも想定されるため、使用料改定を行う施設については、現行の使用料とのバランスや利用者への影響に留意するとともに、施設の設置目的に応じた利用促進についても今後研究されたい。

3 その他

公の施設の使用料について、今後の中長期的な課題として次の2点について研究されたい。

- (1) 民間企業において実施されている需要に応じて価格を変動させる仕組み（ダイナミックプライシング）は、施設利用の分散の観点から効果的であると考えられるため、公の施設においても導入すること。
- (2) 公の施設の効率的で効果的な維持管理及び運営の視点から、県央やまなみ地域における広域連携に基づき、厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町及び清川村の施設で共通の使用料を設定するなどを視野に入れた相互利用について、研究すること。

厚木市行政改革調査委員会 委員名簿

(50音順、敬称略)

	職名	氏名	選出区分
1	委員長	岩崎 忠	学識経験者
2	委員長職務代理	早坂 宣則	学識経験者
3	委員	坂本 貴司	学識経験者
4	委員	塚田 修一	公募市民
5	委員	畠山 陽子	学識経験者
6	委員	藤澤 浩子	学識経験者
7	委員	松本 泰	公募市民
8	委員	向島 史朗	学識経験者
9	委員	山田 弘美	学識経験者